

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度申請のご案内

小児期における特定の慢性疾患は、長期間にわたり医療費も高額となることから、医療費の負担軽減を図るために、医療費の自己負担分の一部を公費により助成します。また、医療意見書の情報を収集し、治療に役立てるための研究を行います。

## 1. 対象者

18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」に該当する方。ただし、18歳到達時点で本制度の支給認定を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。

## 2. 対象疾患

次の16疾患群に属する788疾患が対象です。令和7年4月1日～801疾患が対象です。

- |             |              |                        |            |            |
|-------------|--------------|------------------------|------------|------------|
| (01) 悪性新生物  | (02) 慢性腎疾患   | (03) 慢性呼吸器疾患           | (04) 慢性心疾患 | (05) 内分泌疾患 |
| (06) 膜原病    | (07) 糖尿病     | (08) 先天性代謝異常           | (09) 血液疾患  | (10) 免疫疾患  |
| (11) 神経・筋疾患 | (12) 慢性消化器疾患 | (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |            |            |
| (14) 皮膚疾患群  | (15) 骨系統疾患   | (16) 脈管系疾患             |            |            |

※疾患名など、詳細は下記の「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページで確認できます。

小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>

## 3. 給付の内容

承認された疾患及び承認された疾患に付随して発生する傷病についての医療費（保険診療分のみ）  
(その疾患の治療にかかる医療費、入院時食事療養費、薬局での保険調剤、訪問看護)

## 4. 受給者証の認定期間など

- 令和5年10月1日から小児慢性特定疾患の医療費助成の開始日が、これまでの「申請日」から「疾患の状態の程度を満たしていることを診断した日等」へ遡ることが可能になりました。  
ただし、申請日からの遡りの期間は原則1か月とし、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。
- 受給者証の有効期限は、原則として10月末日までです。引き続き医療費助成を希望される場合は、毎年、更新申請をしていただく必要があります。必ず有効期間内に更新申請をしてください。医療意見書の作成に時間を要する等の理由により、有効期間内に更新手続きを行うことが難しい場合は、必ず有効期間が終了するまでに保健所予防課までご相談ください。
- 審査後、受給者証は保健所予防課から直接ご自宅に普通郵便で送付します。

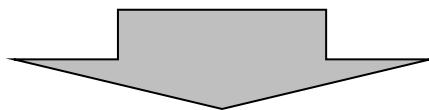
## 5. 自己負担額

### ○全国共通の自己負担額

自己負担額は医療保険上の世帯の市民税課税額に応じて下表のとおり決定します。受給者証に付属した自己負担限上限額管理票を指定医療機関の窓口で見せると、「月額自己負担額」を超える医療費を支払う必要はありません。ただし、血友病等の方は自己負担がありません。

階層区分	階層区分の基準 (医療保険上の世帯の所得により算定)		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額（外来+入院+薬代+訪問看護）		人工呼吸器等 装着者
			一般	重症(※)	
I	生活保護	—	0	0	0
II	低所得 I	市町民税 非課税(世帯)	収入 80万円以下	1,250	1,250
III	低所得 II		収入 80万円超	2,500	2,500
IV	一般所得 I	市町民税 課税以上	7.1万円未満	5,000	2,500
V	一般所得 II	市町民税 7.1万円以上～25.1万円未満		10,000	5,000
VI	上位所得	市町民税 25.1万円以上		15,000	10,000
入院時の食費			1/2 自己負担		

※重症患者基準に適合する方、高額な医療が長期に継続する方のいずれかが該当



○令和2年4月1日より、姫路市独自事業として自己負担上限月額を無料としています。  
【入院時の食費の自己負担は、従来どおり 1/2 自己負担です。】

## 6. 指定医療機関・指定医について

○医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は、姫路市など医療機関所在地の保健所設置市または都道府県が指定した「指定医療機関」に限定されます。

○医療意見書を記載することができるのは、姫路市など医師の勤務地の保健所設置市または都道府県が指定した「指定医」に限定されます。

※指定医療機関・指定医は、所在地・勤務地の各自治体のホームページ等に掲載されています。

## 7. 自己負担上限額管理票の取扱いについて

受給者証に付属した「自己負担上限額管理票」は、指定医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）を利用する時に、指定医療機関窓口にご提示頂き、自己負担額を管理するものです。

姫路市では自己負担額は無料ですが、市外転出・制度変更・高額かつ長期の申請などに記録が必要となりますので、必ず指定医療機関に記載していただくようお願いします。

## 8. 申請に必要な書類等

	書類の種類	備 考
全員提出	1 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	市ホームページからダウンロード可
	2 小児慢性特定疾病医療意見書 ※様式は「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ ( <a href="https://www.shouman.jp">https://www.shouman.jp</a> ) に掲載	指定医による作成が必要 疾病ごとに様式が異なるため、指定医に直接ホームページからダウンロードしていただいてください
	3 加入医療保険が確認できるもの (下記いずれか1点) ①健康保険証（有効期限内のものに限る） ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④マイナポータルの資格情報画面 (窓口で職員が確認します。マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちください。ご自宅でマイナポータル画面が表示できることを確認してお越しください)	受診者本人のもの
	4 個人番号記載票 番号確認：個人番号カード、通知カードなど 提出者本人確認：個人番号カード、運転免許証など	支給認定基準世帯員分
	5 小児慢性特定疾病おたずね票	
該当者のみ提出	6 重症患者認定申請書 (身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は手帳の写し)	医療意見書に、重症患者認定基準に該当すると記載されている場合
	7 人工呼吸器等装着者証明書	人工呼吸器等装着認定基準に該当する場合。指定医による作成が必要
	8 市民税（非）課税証明書	社会保険で被保険者が非課税の場合は被保険者分の提出が必要 【マイナンバーで省略不可】
	9 保険上同一世帯の方の小児慢性特定疾病 又は特定医療費（指定難病）医療受給者証	自己負担限度額が按分されます
	10 年金・手当等の金額が確認できる書類 受給確認：支給決定通知書・年金振込通知書等	市民税が非課税で、保護者が下記の年金や手当等を受給している場合 〔障害年金・遺族年金・寡婦年金・特別障害者手当 特別児童扶養手当、障害児福祉手当など〕
	11 生活保護受給証明書	生活保護を受給中の場合

○留意事項：申請書類の提出後、必要に応じ、追加書類の提出をお願いする場合があります。

## 9. 医療費の還付について

受給者証の有効期間開始日から受給者証が届くまでの間に支払った医療費については保健所で払い戻しの申請ができます。

お手元に受給者証が届くまでは、通常通り保険証を提示し医療費の支払いをしてください。

※高額療養費の適用となる場合は、先にご加入の健康保険で手続きをしてください。

### 必要書類

- 1 小児慢性特定疾病医療費請求書（各月ごとに必要です）
- 2 相手方登録申出書
- 3 領収証（原本）
- 4 高額療養費の対象となる医療費の場合は健康保険の支給決定通知（該当月分）
- 5 申請者(保護者)名義の振込口座の通帳
- 6 医療受給者証

### «ご注意ください»

福祉医療【乳児医療、こども医療、身体障害者医療、母子医療等】の適用を受けた場合、医療費の払い戻しはできません。（入院時食事療養費については福祉医療が適用されないため払戻し可能です）

## 10. 変更があった場合について

下記の場合は、すみやかに申請書類を提出してください。詳細についてはお問い合わせください。

- ・疾病の変更や追加、重症患者への移行、人工呼吸器等装着者に該当
- ・住所、氏名、保護者、電話番号、医療保険の変更（記号・番号のみの変更も含む）
- ・「高額かつ長期」の申請、世帯の収入額の変動による自己負担上限月額の変更

(お問合せ先) 姫路市保健所 予防課 難病担当  
 (所 在 地) 〒670-8530 姫路市坂田町3番地  
 (電 話) 079-289-1635